

☆みんなで守ろう！子どもの笑顔☆

おすすめ
1

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待という言葉ニュースや新聞で見たり聞いたりすると、特別な事件に思えるかもしれませんが、虐待は皆さんの身近で起こっています。児童虐待は深刻な社会問題で、その相談件数は増加の一途をたどっており、市への虐待相談も年々増加しています。

市では、児童の生命と安全の確保を最優先にすることを基本に、虐待の防止と早期発見・早期対応により、深刻化の防止に取り組んでいます。

(26ページにも子育て支援に関する記事を掲載しています。)



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

児童虐待とは

身体的虐待 殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

性的虐待 子どもへの性的虐待、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト 乳幼児を家に残したまま外出する、食事を与えない、不潔なままにする、自動車の中に放置するなど

心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で暴力をふるう(DV)など

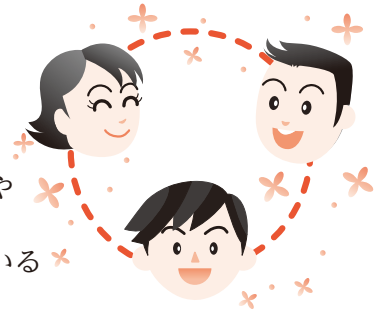
虐待に気づくきっかけは

子どもが……

- ・家に帰りたいがらない
- ・衣服や家が極端に不衛生
- ・頻繁に傷やアザができる
- ・服に隠れている場所や顔に傷やアザがある
- ・子どもだけで長時間過ごしている

親が……

- ・「子どもを甘やかすのはよくない」と強調する
- ・親の怒鳴り声、叱りつける声などが聞こえる
- ・親族や地域と交流がない
- ・家庭内で夫や恋人からの暴力(DV)がある



通告は国民の義務

虐待でなかったとしても、通告者に責任はありません。確信がなくても、「もしかして」、「～な気がする」のみでもご連絡ください。

通告者について「ご近所の方」や「お隣の方」など、特定の手掛かりになるような内容は伝えません。また、**通告は匿名でも可能です。**

児童虐待を発見しやすい立場にある人や団体(学校・児童福祉施設・病院等)には、児童虐待の早期発見・対応のために通告する義務があります。

しつけと虐待は違います！

叩いて叱る、怒鳴る、家の外に出す、罰として食事を与えないなどは、子どもの心身に痛みを与える有害な行為であり、しつけではありません。虐待に当たる可能性があります。

通告後、子どもと親はどうなるの？

家庭相談員や保健師等が責任をもって調査・対応し、親を責めるのではなく、子育ての支援を開始します。

相談から支援へ

虐待の疑いがある子どもを発見した方からの通告や、自分の行っていることは虐待ではないかと悩んでいる保護者などからも相談を受け付けています。通告や相談から家庭への「支援」が始まります。

地域との連携

家庭相談員や保健師が、市内の保育園や幼稚園、学校、学童保育室、児童館などに出向き、虐待の防止と早期発見・早期対応に努めています。

相談内容によっては民生委員、主任児童委員、学校、医療機関、児童相談所、警察、健康増進課などの関係機関で構成する「下野市要保護児童対策地域協議会」と連携し、情報を共有しながら対応しています。

市のPR活動

今年度は、8月22日に、児童虐待防止講演会として、栃木県公認心理師協会長・秋場博氏にご講演いただき、78名の方の参加がありました。

11月は、児童虐待防止推進月間として、天平の芋煮会、しもつけふくしフェスタのイベント会場で、啓発グッズの配布を行います。また、全職員がオレンジリボンを着用し、啓発に努めます。

虐待に関する電話相談

児童相談所全国共通ダイヤル

お住まいの地域の児童相談所につながります
☎189 (いちはやく)

児童虐待緊急ダイヤル

月～金曜日 午後5時15分～午前8時30分
土・日・祝日、年末年始 24時間対応
☎028(686)3005

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903